

令和2年度 岐阜県

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施要綱

実施期間 令和2年7月1日（水）～7月31日（金）

趣旨

県内の非行少年の検挙・補導人数は、前年に比べ増加し、令和元年中の成人を含めた全刑法犯検挙・補導人員中に占める少年の割合は12.7%と、前年に比べ0.7ポイント増加した。このため、関係各位が一体となって青少年の非行・被害の防止に取り組んできたが、今後さらに積極的に取り組まなければならない。

特に、スマートフォンやSNSを始めとする新たな機器・サービスが急速に普及し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中で、児童買春や児童ポルノを始めとするSNS等の利用に起因する被害が増加している。また、インターネット上には青少年の健全な育成を阻害するおそれのある違法・有害な情報が氾濫し、ネットいじめやスマートフォンによる有害サイトの閲覧などを通じたトラブルが後を絶たず、青少年を取り巻く環境は憂慮される状況にある。

次代を担う青少年の育成は、県民全体の責務としてとらえ、関係機関・団体等がそれぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった取組を進める必要がある。

県では、青少年の非行・被害の防止について県民の理解と認識を深めるとともに、各種活動への積極的な参加と日常的な行動を促し、その気運を高めていくことで青少年の非行・被害防止と保護の徹底を図るため、期間中に青少年の非行・被害の防止に向けた各種取組を集中的に実施する。

なお、取組に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、まん延防止に努めるとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を行うこととする。

スローガン

「なくそう非行 地域で育む青少年」

「青少年 地域で守ろう 育てよう」

主管

岐阜県、岐阜県教育委員会、岐阜県警察

協力

岐阜県内各市町村、青少年育成市町村民会議、公益社団法人岐阜県青少年育成県民会議、日本たばこ産業株式会社、岐阜県たばこ販売協同組合連合会、

“社会を明るくする運動”岐阜県推進委員会、岐阜県交通安全協会、岐阜県若者サポートステーション、特定非営利法人岐阜県青年のつどい協議会ライオンズクラブ国際協会334-B地区第1リジョン・第2リジョン

実施項目

1 広報啓発活動

全ての県民が、青少年の非行・被害防止に対する理解を深め、日常的に取り組む気運の醸成を図るため、関係機関・団体の積極的な参加協力を得て以下の広報啓発活動を実施する。

- ①「青少年のインターネットの安全・安心利用」を啓発するリーフレット及び強調月間のクリアファイルの作成及び県内各地域での配布
- ②新聞、テレビ、ラジオ等報道機関への協力要請
- ③県、関係機関・団体等の発行する広報紙（誌）による広報
- ④公共施設内放送の活用
- ⑤デパート、ショッピングセンター等への店内放送依頼

2 インターネット（SNSを含む）利用に関する調査・啓発活動**(1) スマートフォン等の携帯電話へのフィルタリング利用の徹底**

岐阜県青少年健全育成条例により、携帯電話販売店に対してフィルタリングの内容説明等の義務が規定されていることから、青少年が使用する携帯電話へのフィルタリング利用の徹底を図るため、販売店への立入調査において遵守状況を確認するとともに、青少年及び保護者向けの啓発リーフレットを配布してフィルタリング利用の促進を図る。

(2) マンガ喫茶・インターネットカフェにおけるフィルタリングソフト導入の促進

マンガ喫茶・インターネットカフェに対する立入調査においてフィルタリングソフトの導入状況を確認し、フィルタリングソフトが導入されていない店舗に対して積極的な導入を促進する。

(3) 「ネット安全・安心ぎふコンソーシアム」と連携した啓発活動の推進

学識経験者、青少年育成関係団体、保護者団体、携帯電話事業者及び行政機関等で組織された「ネット安全・安心ぎふコンソーシアム」と連携し、情報モラルに関するワークショップや、学校や地域で開催されるケータイ・スマートフォンに関する研修会へ無料講師派遣を実施し、適切なネット利用の推進を図る。

3 青少年を健全に育む社会環境の整備

月間中、以下を重点とし、青少年健全育成条例に基づく立入調査を強化することにより、青少年を健全に育む社会環境の整備を図る。

- ・ 図書類取扱業者に対して有害図書類の区分陳列の徹底を指導
- ・ 携帯電話販売店に対してフィルタリングの内容説明等の遵守状況を確認
- ・ マンガ喫茶・インターネットカフェ等に対して、フィルタリングソフトの導入状況を確認し、整備が進んでいない店舗には積極的な導入を依頼
- ・ 深夜入場制限施設（カラオケボックス等）に対して、年齢確認の徹底を指導

4 補導・相談活動**(1) 青少年SOSセンターにおける相談活動の啓発**

いじめや学校・親子関係などで青少年が一人で悩み苦しむことのないよう、青少年が抱える様々な問題に対応するため、子ども・若者の総合相談窓口である「青少年SOSセンター」の周知徹底を図る。

(2) 地域社会が一体となった補導・相談活動の推進

警察や各少年（補導）センターは、学校、関係機関、地域住民、安全安心まちづくりボランティア等と連携して、青少年への「声かけ運動」や「たまり場」の確認等を実施し、地域安全活動及び非行・被害防止活動を促進する。

5 その他

(1) 夏の交通安全県民運動の推進

7月11日～20日の期間、「ゆずりあう心で 夏の交通事故防止」をスローガンに、子どもたちの外出機会の増加等、夏特有の情勢を踏まえて、県民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通事故防止を図る。

(2) 薬物乱用対策の推進

覚醒剤、大麻をはじめとする薬物乱用防止を一層推進するための「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）の一環として、関係機関と連携した取り組みを行う。

(3) 青少年の社会的自立支援対策の推進

いわゆるニートと呼ばれる若年無業者の社会的自立支援に関して、関係機関と連携した取り組みを行う。

(4) 未成年者喫煙防止対策の推進

未成年者喫煙防止を推進するため、高校3年生に対して、厚生労働省リーフレット「なくそう！望まない受動喫煙。」を配布し、たばこによる深刻な健康影響等を周知する。また、日本たばこ産業株式会社及び岐阜県たばこ販売協同組合連合会と連携した取り組みを行う。

(5) 少年の主張岐阜県大会の推進

8月3日(月)に美濃市文化会館で開催される少年の主張岐阜県大会「私の主張2020」を、岐阜県青少年育成県民会議と共催する。